

○情報・研修館は設立以来、二度の業務移管を経て、産業財産権制度を支える「情報」と「人」のインフラ整備・強化を担う知的財産の総合支援機関として、審査・審判にリソースを集中する特許庁と役割分担しながら、業務の効率化とサービス向上の取組を推進。

【平成13年4月】

【平成16年10月】

【平成19年1月】

- パリ条約上の「中央資料館」
- 特許流通の促進
- 審査・審判資料の整備
- 相談

- 特許電子図書館(IPDL)等
- 研修

- 電子出願ソフトウェア
- 公報システム
- 審査資料電子データ作成

業務運営の効率化とユーザーサービス向上の両立

- ・業務経費・一般管理費の効率化、総人件費改革の取組、調達改革の推進
- ・ニーズへの柔軟な対応とサービスの向上

- ▶特許電子図書館の利便性向上、リサーチツール特許DB
- ▶相談の夜間受付
- ▶電子出願サポートサイト等出願人支援の充実 等

- ▶研修ノウハウを活かした民間企業等への研修の外部開放
- ▶知財プロデューサーの試行
- ▶専門人材を活用した大学の知財管理体制構築支援 等

知財政策の今後の方向性

～イノベーションは今後の我が国の成長・競争力の鍵
～イノベーションが特許等で守られ、活用されてこそ成長・競争力強化が実現

課題1 特許活用の促進

- 製品の高度化・複雑化とオープンイノベーションの進展
- 特許の活用が容易で予見性の高い基盤構築の必要性

課題2 国際的な制度調和

- グローバル化の進展
- 特許審査の国際分業(特許審査ハイウェイ)の取組拡大
- アジア諸国・新興国の知財インフラの底上げの必要性

課題3 中小企業等幅広いユーザーの利便性向上

- ユーザー利便性が低いと内外の企業を引きつける力を低下させるおそれ
- イノベーションの一翼を担う中小企業や大学にとっても大きな負担

INPITへの期待 ～INPITのミッション～

- 特許情報の提供インフラの絶えざる利便性向上
- 特許流通・活用ノウハウの有効活用

- INPITの特許審査ノウハウ等の研修の知見を活かしたグローバルな人材育成への貢献

- 革新的技術を事業化に結びつける専門家による支援
- 人材育成支援、出願人支援の充実

取り組むべき組織・業務の見直し

サービスの向上と業務効率化

知財を支える人的基盤の強化

独立行政法人改革の取組

産業財産権制度を支える「情報」と「人」の基盤強化のためにこれまで実施してきたサービスの維持・向上を基本に、独立行政法人改革の取組を推進し業務の効率化・スリム化と、サービスのより一層の向上の両立を追求。

基盤的な業務の着実な遂行とサービスの向上

パリ条約上の「中央資料館」機能、出願人の相談、審査・審判資料整備、特許情報の提供、特許庁職員研修など、特許庁への出願、特許庁での審査・審判に必要な事業を、引き続き着実に実施するとともに不断にサービスの向上を図る(本年7月末から中小企業等に向けた出願書類作成支援ツールのリリースetc)。

業務の効率化

- 特許流通促進事業の抜本的見直し
事業を廃止し、これまで蓄積した成果・知見等が有効に活用されるよう情報提供
- 特許電子図書館事業
特許庁新システム稼働後には、特許庁のシステムで対応可能となる「特許電子図書館」の、費用とニーズの両面を精査した利便性の向上の取組

新たなニーズへの対応

- 高度専門人材を活用した特許活用の促進
-研究開発コンソーシアムの知財戦略プロデュース支援
-広域大学アドバイザーによる知財に取り組む中小規模大学のすそ野拡大
- INPITならではの人的基盤強化
-知的財産活用の活性化に資する研修の充実
-日中、日韓の人的基盤強化機関の連携の推進
-特許審査ハイウェイを支えるグローバルな審査官養成

- 管理運営の適正化
-法令の遵守、さらなる業務運営の効率化合理化に向けて法人経営全般について、ガバナンス強化のための所要の検討
-特許流通促進事業を廃止し蓄積された知見・ノウハウを有効活用しコスト縮減

- 取引関係の見直し(入札の改革)
-一者応札を減らすための調達改革の取組
-随意契約の徹底した見直しを継続
-競争性確保のための契約の点検・検証

- 自己収入の拡大
-INPITの本来のミッション・目的を損なわない範囲での自己収入拡大に向け所要の検討

独立行政法人工業所有権情報・研修館の中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しに関する当初案

平成22年8月
経済産業省

I : 工業所有権情報・研修館の現状に関する基本認識

1. 工業所有権情報・研修館の目的

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、特許、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図り、もって知的創造サイクルを活性化し、知的財産立国の実現に資することを目的とする法人である。

2. 情報・研修館の役割

情報・研修館は、特許庁に対する相談への対応、審査・審判資料の収集及び公報の閲覧並びに特許流通の促進のための事業を実施していた特許庁の施設等機関「工業所有権総合情報館」を、平成13年4月に独立行政法人として移行設立した法人である。平成16年10月には、特許審査の迅速化のための特許法等の一部改正に伴い、特許庁では審査・審判業務にリソースを集中し、情報・研修館において、独立行政法人の事業運営の柔軟性を活かし、産業財産権情報の提供事業（特許電子図書館等）や研修業務等サービスの一層の効率化・充実化を図るため、特許庁から情報・研修館に業務移管を行い、法人名称を「工業所有権情報・研修館」に改め、さらに、平成19年1月には、電子出願ソフトウェア整備等の業務を移管した。

これらの業務移管を経て、情報・研修館は、産業財産権関連情報の提供のための基礎的インフラと知的財産専門人材の育成のためのノウハウを保有する知的財産権制度の総合支援機関として、知的財産権制度を支える「情報」と「人」という基盤の整備・強化の役割を担い、特許庁と密接に連携しながら各事業を実施している。

3. 情報・研修館のこれまでの取組

情報・研修館は、独立行政法人の組織運営の柔軟性・機動性を活かし、業務の効率化を図ると同時にユーザーサービスの維持・向上に取り組んできた。

具体的には、人材育成業務においては、特許庁職員研修の知見を活かして民間企業等を対象に特許審査のノウハウに関する研修を提供するほか、教育用教材の作成及び配布、さらには外部の専門人材を柔軟に活用し、大学における知的財産管理体制の構築を支援する等、我が国の知的財産専門人材の底上げに寄与してきた。

また、重複研究・重複出願を回避するために不可欠な特許公報等の産業財産権情報をインターネットを通じて提供する「特許電子図書館」は、平成21年度末実績で蓄積文献数約7,770万件、アクセス件数は年間1億回を超え、我が国における産業財産権情報提供の基礎的なインフラとなっており、ユーザーニーズに機動的に対応して利便性・アクセス性の向上に取り組んでいる。

さらに、特許流通促進事業においては、特許流通アドバイザーの支援によるこれまでのライセンス等の成約件数は累計で約1万3千件となり、地域の人材に対する特許流通ノウハウ継承による人材育成支援は累計で100名を超える見込みである。

このほか、パソコンで特許庁に出願するために不可欠な電子出願ソフトウェアをユーザーに無償提供するための環境整備と、情報技術の進展に合わせたソフトウェアの改善、出願を受理する特許庁の相談窓口としての応答性の向上等ユーザーサービスの向上を図りながら、5年間で5%以上の削減を目標とする総人件費改革の取組、毎年度の予算効率化に着実に取り組んできたところである。

Ⅱ：情報・研修館の業務の見直し

1. 業務内容の見直し

経済のグローバル化に伴う国際競争の激化に加え、昨今の厳しい経済情勢において、我が国経済を活性化するためには、絶えずイノベーションが生起されるような環境の整備が必要であり、知的創造活動の成果を権利として保護し、その利用を促進する産業財産権制度の担う役割はますます重要となっている。

これまで、知的財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤の整備・強化を担ってきた情報・研修館には、これまで実施してきた情報提供・人材育成等のサービスの

維持・向上を基本としつつ、政府全体の独立行政法人改革の取組を推進し、業務の効率化を図ることが同時に求められる。

情報・研修館は、パリ条約の義務である「中央資料館」としての機能、出願を受け付ける特許庁の相談窓口としての機能を持ち、また、審査審判資料の整備、特許庁職員の研修等、特許庁への出願や特許庁の審査・審判に不可欠な業務を行っている。このような基盤的業務については、引き続き、業務の効率化とサービスの向上の目的を追求しつつ、的確な事業実施を行っていくこととする。また、特許活用の促進、国際的な制度調和、中小企業等幅広いユーザーの利便性向上等、政府全体の知的財産戦略にのっとり、新たなニーズに対応したサービスの一層の重点的提供を実施することとする。

業務の遂行に当たっては、情報・研修館が担う役割、他機関との役割分担を明確にし、目標達成度の客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的・定量的に示すものとする。

(1) 情報提供

特許電子図書館は、「特許庁業務・システム最適化計画」における「特許庁新検索システム」の稼働に伴い現行の事業は廃止する予定であるが、それまでの間においても特許情報提供の基礎的インフラとして不可欠であり、費用対効果を精査しつつ利便性・アクセス性の向上を図る。

地方閲覧室については、政府全体の取組である独立行政法人の事業の横断的見直しの観点から平成22年度末をもって閉室することとするが、より高度な検索が可能な審査官端末設置等の利用者ニーズを踏まえて本部公報閲覧室等に集中整備し、パリ条約上の義務である「中央資料館」としての機能を維持しつつ、利用者の利便性の一層の向上を図る。

また、出願を受理する特許庁の相談窓口としての機能を維持し、産業財産権に関する多岐にわたるユーザーニーズに柔軟に対応するため、産業財産権相談サイトの活用や関係機関との連携強化を図り、効率的で質の高い相談サービスを展開する。さらに、個人や中小企業の電子出願、施策の利用を支援するために、初心者への制度への理解を深めつつ、簡単に書類を作成できる支援ツールの提供等のユーザー支援を行う。

「特許庁業務・システム最適化計画」における「運営基盤システム」の稼働に伴い廃止する予定である電子出願ソフトウェア事業は、特許庁のシステムが稼働するまでの間においても、出願人が特許庁に出願するために必要不可欠であることから、費用対効果を精査しつつユーザー利便性の向上を図っていく。

このほか、特許庁ホームページの運営や、商標解析作業等の一部事業については、特許庁と情報・研修館の効果的・効率的な役割分担について見直しを行う。

(2) 特許の活用促進

これまで2期10年間にわたる特許流通促進事業は、地域や民間における特許流通市場の自立化を支援することを目的に実施してきたところであるが、特許流通アドバイザーによるライセンス等の成約件数は累計で1万3千件を超え、自治体の技術移転に関わる人材へのOJTによる特許流通ノウハウの継承の対象者は今年度末で100名を超える見込みであることから、環境整備という点では一定の成果を上げたと判断し、現行スキームによる事業は平成22年度末をもって廃止する。今後は、これまでの成果・知見・ノウハウ等の情報を散逸させることなく有効に活用し、全国各地域における自立的な特許流通活動をサポートするための情報提供を行う。

次期中期目標においては、これまでの個々の中小企業等におけるライセンス支援というすそ野の支援に代わり、地域の産学官連携プロジェクト等に対して高度な専門人材を供給して知的財産戦略プロデュースの支援、海外への事業展開の支援等、特許の活用支援策の高度化・重点化を図ることとする。

(3) 人材育成

審査官をはじめとする特許庁職員研修は引き続き着実に実施する。民間企業等に対する人材育成事業は、我が国の知的財産関連業務を支える人材の育成を目的に、特許庁職員研修の知見を活かして、特許庁の審査ノウハウを外部開放するなど、他の研修機関での実施・提供が困難なものを中心に、各種研修メニューを提供するものである。今後も、公益的見地から中立・公平に実施することを基本とし、民間研修団体等との人材育成機関間連絡会議の場を活用して、情報・研修館自らが実施を担うべき範囲を確認しつつ、知的財産活用の活性化のための人材育成、調査業務実施者の指導者を育成するための研修、学校教育機関における知財教育用教材の利用促進、eラーニングの有効活用等、サービスの充実を図る。

また、知的財産分野においては、特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、一層の国際協力の必要性が高まっていることから、グローバルな知的財産人材の養成を目指し、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)及び韓国国際知識財産研修院(IIPTI)と締結した人材育成に関する協力覚書の取組をはじめとして、各国知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。

2. 業務運営の見直し

情報・研修館は、これまでも業務の効率化・合理化に取り組んできたところであるが、さらなるユーザーサービスの向上と業務運営の効率化とを両立させるために、ガバナンスの強化、契約の競争性確保の取組、人件費改革の取組等、政府全体の方針である独立行政法人改革の取組を推進していく必要がある。

(1) 内部統制

法令の遵守とさらなる業務運営の効率化・合理化に向け、法人経営全般について見直すべき点の有無等の所要の検討を行う。

(2) 契約の適正化

競争性のない随意契約は原則競争性のある契約へ移行する等の調達改革に取り組んできたところ、引き続き、一者応札契約について競争性を確保するための調達改革に取り組む。

具体的には、十分な入札公告期間の確保、業務内容の明確化、入札参加要件の緩和等により実質的な競争性の確保に向けて仕様書等の改善を行う。また、入札結果について外部委員から構成される契約監視委員会において点検を行い、契約の適正化に向けて取組を推進する。

(3) 自己収入拡大の検討

情報・研修館の業務は、その性質上公益的見地からの中立・公平なサービス提供を基本となるが、受益者負担の観点から、法人の本来のミッションを損なわない範囲で自己収入の拡大に向け所要の検討を行う。

Ⅲ：情報・研修館の組織の見直し

独立行政法人の業務運営の柔軟性を活かし、外部の専門人材の知見も活用したサービスの向上に向けて今後とも一層の努力を行うとともに、特許流通促進事業の廃止等事業を大胆に見直し効率化・スリム化を図り、限られた予算・人員の中で、より一層のサービス向上を実現するための所要の組織の見直しを行うものとする。

なお、特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」における新システム稼働

後には、特許電子図書館をはじめとして、情報・研修館の事業が少なからず廃止される見込みであることを踏まえ、平成23年度からの次期中期目標期間は、「特許庁業務・システム最適化計画」における新検索システム稼働時期（現時点では平成27年1月の予定）に合わせ4年間乃至5年間とし、特許庁新システム稼働後の情報・研修館のあり方について、次期中期目標期間において、「業務・システム最適化計画」の進ちよくや政府全体の独立行政法人制度の見直しの議論を踏まえながら検討していくことが必要である。

「特許庁業務・システム最適化計画」が実現するまでの間においても、産業財産権制度を支える「情報」と「人」というインフラの重要性が不変であることは言うまでもなく、情報・研修館には引き続き、その整備・充実に積極的な役割を果たすことが求められる。